

興行場構造設備基準（大分市興行場法施行条例（抜粋））

【公衆衛生】

- (1) ねずみ及び昆虫の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。
- (2) 清掃を容易に行うことができる構造であること。
- (3) 興行を見せ、又は聞かせるための入場者の利用に供する場所（以下「観覧室」という。）は、舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、売店、便所等とは隔壁等により区画すること。
- (4) 映画館、演劇場、演芸場、音楽ホールその他劇場形態の興行場（以下「映画館等」という。）の観覧室は、興行目的に応じ、十分な広さ及び高さを有するものであり、入場者の移動に支障がない構造であること。
- (5) 観覧室、食堂、ロビー、売店等の入場者が利用する場所に、次に掲げるところにより、入場者の利用に供する便所を設けること。
 - ア 各階ごとに男子用及び女子用に区画すること。
 - イ 出入口は、次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものである場合を除き、直接観覧室に開口しない構造であること。
 - ウ 床面及び床面から1メートルまでの内壁は、不浸透性の材料であること。
 - エ 流水式給水栓を有する手洗い設備を設けること。
 - オ 水洗式であること。ただし、興行場の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない等やむを得ない理由があると認められる場合においては、この限りでない。
- (6) 食堂、売店及び食品販売設備は、便所（次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がないものである場合を除く。）の付近その他の不潔な場所に設けないこと。
- (7) 喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が喫煙所以外の施設に流入しない構造とし、専用の換気設備を設けること。
- (8) 観覧室、食堂、ロビー、売店、便所等の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）の衛生的な空気環境を確保することができる機能を有する機械換気設備を設けること。
- (9) 入場者の衛生に支障がないよう適当な照度を確保することができる照明設備及び停電時のためのこれと電源の異なる補助照明設備を設けること。

【換気】

- (1) 機械換気設備は、定期的に保守点検し、常に設計どおりに機能を保持すること。
- (2) 場内においては、次に掲げる空気環境を保持すること。
 - ア 炭酸ガスの含有率は、0.15 パーセント以下であること。
 - イ 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

【照明】

(1) 照明設備は、定期的に保守点検し、常に設計どおりに機能を保持すること。

(2) 次に掲げる照度を保持すること。

ア 観覧室の照度は、映画館等において上映又は上演している場合にあっては通路の床面において 0.2 ルクス以上、それ以外の場合にあっては床面から 1 メートルの高さのすべての所において 20 ルクス以上であること。

イ 場内（観覧室を除く。）の照度は、床面から 1 メートルの高さのすべての所において 30 ルクス以上であること。

【清潔】

(1) 興行場及びその周囲は、毎日清掃し、常に清潔にしておくこと。

(2) 定期的にねずみ及び害虫の調査を行い、必要に応じて駆除を行うこと。

(3) 入場者が利用する座布団等は、常に清潔にしておくこと。

(4) 場内に適当な数のごみ箱を備え、汚水、ごみ等が飛散流出しないよう適切に管理すること。

(5) 観覧室の入口に泥土を除去するための敷物を備えること。

【その他衛生】

(1) 屋内の興行場において、映画、演劇、演芸、音楽演奏、見せ物及び競技を 1 回の興行として 2 時間 30 分以上連続して行うときは、おおむね 2 時間 30 分を超えない時間ごとに約 10 分以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。ただし、興行中においても換気を十分に行うことができ衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(2) 清掃、機械及び設備の点検並びにねずみ及び害虫の調査又は駆除等の実施の記録を 2 年間保管すること。

(3) 喫煙所以外の場合における喫煙を禁止すること。

(4) 禁煙又は喫煙所である旨の表示は、入場者の見やすい箇所に掲示すること。

(5) 医療機関等への通報及び入場者の救護について、迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。

(6) 従事者に対し、次に掲げるところにより衛生管理を行うとともに、衛生教育を行うこと。

ア 衣服は、常に清潔に保つこと。

イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、医師の診断により支障がないと認められた場合を除き、業務に従事させないこと。